

平成22年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成22年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を公表いたします。

○ 健全化判断比率

【単位：％】

	三 沢 市	早期健全化基準	財 政 再 生 基 準
実 質 赤 字 比 率	—	13.27%	20.00%
連 結 実 質 赤 字 比 率	—	18.27%	35.00%
実 質 公 債 費 比 率	16.4%	25.0%	35.0%
将 来 負 担 比 率	146.8%	350.0%	

※1 『実質赤字比率』の『—』は、実質赤字額がないことを示します。

※2 『連結実質赤字比率』の『—』は、連結実質赤字額がないことを示します。

※3 早期健全化基準及び財政基準については、【「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の概要.pdf】をご覧ください。

○ 資金不足比率

【単位：％】

会 計 名	資金不足比率	経営健全化基準
三 沢 市 水 道 事 業 会 計	—	20.0%
三 沢 市 立 三 沢 病 院 事 業 会 計	—	
三 沢 市 食 肉 処 理 セ ン タ ー 特 別 会 計	—	
三 沢 市 農 業 集 落 排 水 事 業 特 別 会 計	—	
三 沢 市 下 水 道 事 業 特 別 会 計	—	

※1 『資金不足比率』の『—』は、資金不足額がないことを示します。

※2 経営健全化基準については【「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の概要.pdf】をご覧ください。